札 幌 市PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物管理指導要綱

平成 12 年 7 月 31 日 環境局長決裁 平成 13 年 7 月 23 日 環境局長決裁 平成 29 年 3 月 9 日 環境局長決裁 令和 3 年 6 月 1 日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者がポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物等を適正に管理することについて、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下『PCB特別措置法』という。)」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下『廃棄物処理法』という。)」その他の法令及び条例等で定められているもののほか、生活環境の保全を図ることを目的とし市長の行政指導に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、PCB特別措置法の例による。

(保管開始届出書)

第3条 PCB使用製品の使用の取り止め、取り外し又は他の事業場からの移動等により、新たにPCB廃棄物の保管を開始することとなった事業場(新規の保管事業場)を設置する事業者は、当該保管事業場ごとに、保管開始後すみやかに「PCB廃棄物保管開始届出書」(様式第1号)を市長に提出するものとする。ただし市長が、その他の届出により既に報告を受けた場合等で当該保管開始届出書を要しないと認めたときは、この限りでない。

(保管事業場変更計画書の提出)

第4条 保管事業者は市長に対し、PCB廃棄物の保管場所を変更することを目的に運搬する場合は、 事前に「PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物保管事業場変更計画書」(様式第2号)を提出するも のとする。

(変更事項及び自主点検の記録)

第5条 保管事業者は、PCB廃棄物の保管状況等及びPCB使用製品等の使用状況等について、変更 があった場合はその事実発生に際しすみやかに記録するほか、6月に1回以上自主点検を行いその点検 内容を記録するものとする。

〔参考様式〕PCBに係る記録票

(PCB廃棄物の紛失及び事故)

第6条 保管事業者又は所有事業者は、保管中のPCB廃棄物又は使用中のPCB使用製品について、 紛失のおそれが判明した場合は直ちに状況を調査し当該物の回収に努め、事故等が発生した場合は直ち に汚染の除去等の処置を行うものとし、紛失又は事故の再発防止対策を講じ、これらの内容について「P CB製品・PCB廃棄物の紛失・事故に関する報告書」(様式第3号)により市長に届け出るものとす る。

(公表)

第7条 市長は、市内のPCB廃棄物の前年度の保管及び処分状況等について、事業廃棄物課において 毎年度10月1日から翌年9月30日まで公表するものとする。 (立入検査)

第8条 市長は、この要綱等の施行に必要な範囲において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、PCB廃棄物の保管又は処分並びにPCB使用製品の使用等に関し、当該物及び帳簿書類等の検査をさせることができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項については、環境局清掃事業担当部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 7 月 24 日から施行する。ただし、平成 13 年度において第5条(1)中「6 月 30 日」とあるのは「8 月 31 日」とする。

附則

この要綱は、平成29年3月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3年6月1日から施行する。